

□■タイの医療機器市場■□

～COVID19後の動き～



マスクをつけて出かけるのは当たり前になったタイの社会

出典：<https://www.bbc.com/thai/thailand-51311296>

こんにちは。島根ビジネスサポートオフィスのタイ人スタッフ、グラフです。

新型コロナウイルス感染症「Covid-19」の流行は各ビジネス業界の市場及び経済に影響を与えて、世界的に景気が悪化してきましたが、プラスの影響がでる業界もありました。例えば医療関連製品・デリバリーサービス・仕事に関するオンラインアプリケーションなどの業界です。特に、新型コロナウイルス感染症流行の初期は人々のパニックにより、マスクを買い占める人が少なくなかったです。そのため、マスクの品切れが延々と続いていました。日常的にマスクをつけない社会であったタイは現在、マスクをつけて出かけるのは当たり前のことになってタイ社会の一つの「ニューノーマル」になりました。

今回は今後のタイのマスクなど医療関連製品の市場の変化についてお話ししたいと思います。

【COVID19 後の世界の医療関連製品の市場とその背景】

COVID19 の流行前にタイの経済は 2.5-3%成長、そして、世界の経済は約 3%成長すると予測されていました。しかし、COVID19 流行期に入って、自動車メーカー・自動車関連部品製造業の生産ラインが止まったり、タイ行き航空機の飛行禁止になったりして、世界経済はマイナス 3%、タイ経済はマイナス 6.7%と予測され、誰も想像したことがない不景気がやってきました。今回の危機は 2008 年のリーマンショックよりも大変だと思われれます。

しかし、今回の COVID19 の影響を受けない、逆により成長する業界もあります。それは医療関連の製品の市場です。

元々、マーケット調査会社 Lucintel の報告によると 2021 年の世界の医療機器の市場は 3,429 億 US ドルまで成長するとみられていましたが、COVID19 の影響で市場はさらに拡大し、2021 年までに 3,429 億 US ドル以上成長する可能性が高いと思われれます。そして 2016 年の 4,400 人の医療機器関連の専門家を対象にした調査では、アジアの医療関連産業、特に医療関連の消耗品は大きな成長市場だという結果が示されています。ハイテクの医療機器の製品についてはまだアメリカ・日本・ドイツなどの技術が必要ですが、消耗品生産についてはアジアの国では生産するのに十分なノウハウを持っています。

【タイの医療関連製品の市場の特徴】

2019 年の「Global Health Security Index」の発表によるとタイ王国は世界の 195 国中で 6 位となり、ヘルスケア関連産業について一定の強みを認められています。そして、「Global MTI Ranking」によるとタイのヘルスケアツアアは世界 18 位と評価されています。さらに、JCI 認証



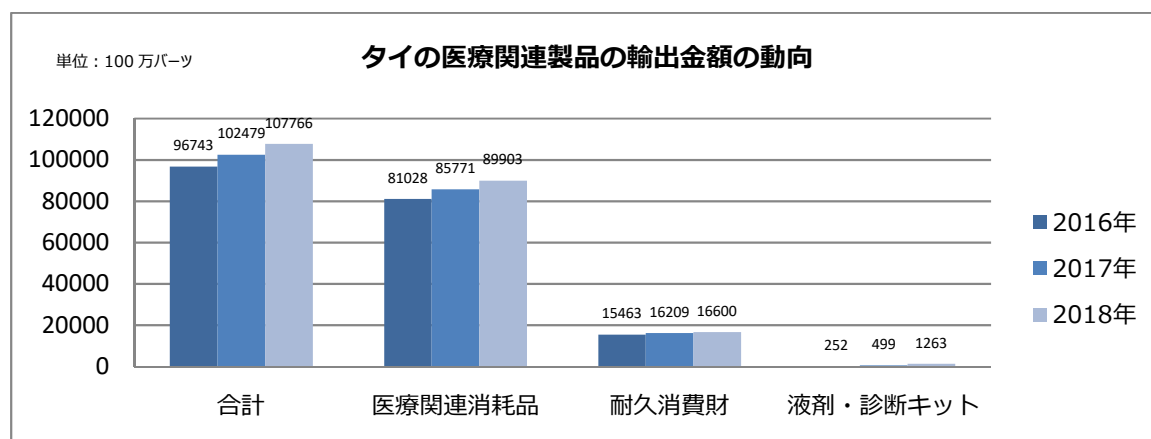
(国際的な医療機評価) を受ける病院の数は東南アジアの中に一番多く、世界でも第 4 位になっています。上記は COVID19 前の評価ですので、COVID19 後のランキングはさらに上がると考えられます。タイの医療のランキングが高くなることにより、信頼性が上がるため、タイ企業はタイの医療関連製品のブランドを作り、今後世界に販売していくべきだとタイ投資委員会

(BOI) のディレクターは5月に開催されたタイ下請け振興協会のセミナーの中でも言及していました。

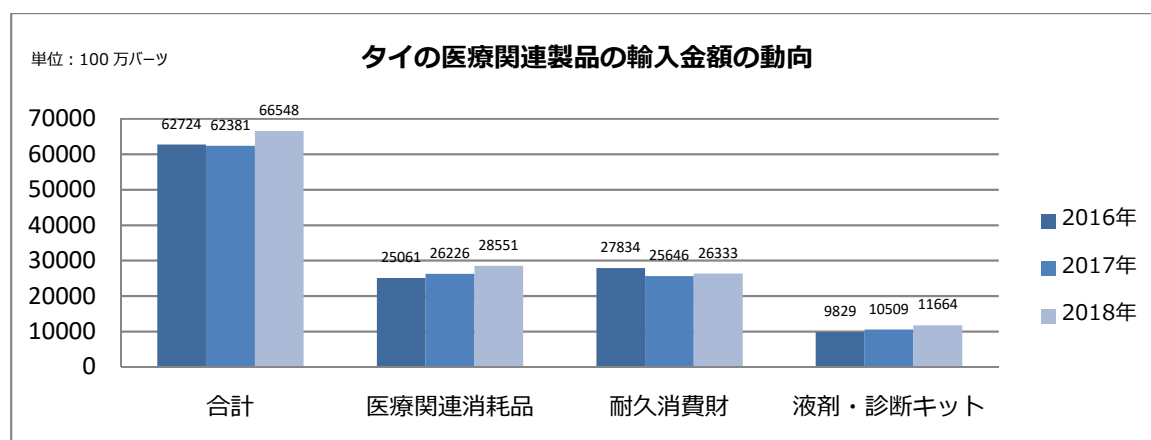
【タイの医療関連製品の輸入輸出について】

世界	輸出金額	9.5兆バーツ
	輸入金額	9.1兆バーツ
タイ	輸出金額	967.32億バーツ (世界17位、アジア7位、東南アジア3位)
	輸入金額	625.09億バーツ (世界28位、アジア8位、東南アジア2位)

出典：Global Trade Atlas (2017年8月)



2016年～2018年のタイの医療関連製品の輸出金額 (出典：MeDIU 2019年)



2016年～2018年のタイの医療関連製品の輸入金額 (出典：MeDIU 2019年)

【タイの医療関連製品に関わる企業について】

タイの医療関連製品に関わる企業の数

2,992社

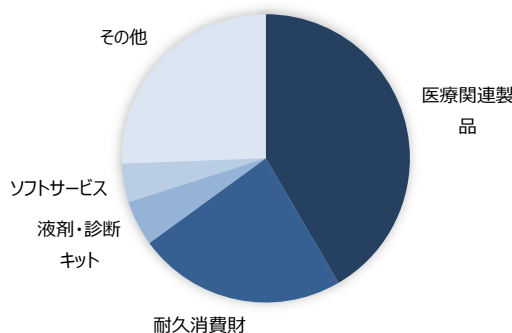
(輸入商社：2,494社(84%) / 産業：498社(16%))

出典：THAI FDA 2015

【タイの医療関連製品の産業の製品種別】

医療関連製品	41.6%
耐久消費財	23.4%
液剤・診断キット	5.1%
ソフトサービス	4.3%
その他	25.6%

出典：MeDIU 2019年



【タイの医療関連製品市場の課題】

COVID19の影響が落ち着いた後のタイの医療関連製品の需要は、マスク8,900万枚/月、医療服3,000着/月、ゴムマスク159万個/月、消毒剤と消毒に関連する物290万個/月になるとみられています。一方、タイのマスクの生産量は1日250万枚のため、現在は需要にこたえられない状況です。

【最後に】

世界と同じくタイでも医療関連製品、特にマスクのような消耗品の市場は急に大きくなってきました。その理由はCOVID19の影響で毎日マスクを使うことがタイ社会のニューノーマルになったためだと考えられます。そして、タイは日本のように高齢社会を迎えて、ハイテクの医療機器の需要もどんどん上がっていきます。消耗品の市場については、タイの政府はタイのメーカー向けの支援政策を多く出しましたが、高機能の医療機器はノウハウが足りないため、日本やドイツなど医療機器の技術を持っている国のパートナーが必要な状況だと考えられます。

タイの医療機器や医療関連の消耗品は拡大する傾向があるため、タイは自動車部品産業だけではなく、医療機器の市場も魅力的でしょう。タイの医療関連製品の市場にご興味がある方は是非タイを進出先としてご検討ください。

□■ベトナムへの投資・進出の魅力、課題、並びに優遇策■□

～COVID19後の動き～

島根・ビジネスサポート・オフィス スタッフの八木です。

昨春秋よりチームに加わりました。前職（総合商社）の海外駐在経験（シンガポール、ホーチミンシティ、イスタンブール、バンコク 4 都市駐在計 20 年、出張国 60 ヶ国余）、それに東京、広島での在日勤務の経験、知識より、今後少しでも皆様にお役に立てればと存じます。

さて、近年ビジネスにおいても注目を集めるベトナムですが、日本との歴史は古く遣唐使の時代にさかのぼります。まず初めに日本とベトナムのつながりを紹介したいと思います。

「天の原ふりさけ見れば春日成る三笠の山にいでし、月かも」これは小倉百人一首の有名な一句です。第 8 回（717 年）遣唐使船で渡唐した阿倍仲麻呂が難関の科挙に合格し、35 年間高級官僚として唐で過ごし、第 20 回遣唐使船で奈良の都に帰国を前にして、送別の宴で望郷の念を詠んだ詩です。彼のこの帰国船は暴風雨に見舞われ、難破し、ベトナムに漂着することになります。一旦は長安の都に帰りますが、時の皇帝（あの楊貴妃で有名な）玄宗に取り立てられ、安南（当時のベトナムの国名）の都護府の長官、所謂総督に任じられました。彼は、早い時期にベトナムにかかわりあった日本人の一人ですが、直接間接に奈良時代以前から往来があったと思われます。日本人なら皆知っている童話「一寸法師」「浦島太郎」の起源もベトナムと言う説があります。



ホイアンのお椀型小舟（櫂は一本） 出所：ヨコ旅

昔王朝があった中部フエの近郊では、今でも一本の櫂で漕ぐお椀型の船が使われ、その近郊のホイアンでは16世紀に（タイのアユタヤと同時期）に日本人町がありました。その時かけられた橋が、「日本橋」として今も引き継がれ、利用されています。浦島太郎に出てくる乙姫様、女官の衣装は、今でも女子学生が制服として着用する、そして冠婚葬祭で着るアオザイではとされています。



ホイアンにある日本橋

このようにベトナムと日本は昔から交流があり、ベトナムでは、国民から政治家まで日本が大好きという人が多く、日本、日本人に親近感を持って接してくれる親日国家です。これは、有形無形に日本企業にとってはビジネス展開のしやすさに繋がっています。これはベトナム投資の動機の一つにもなり得ます。

1987 発布のドイモイ（刷新）政策以降、市場経済化推進とともに、ベトナムは「労働力はタイより安価ながら、中国と同じ程度の質の良い労働力」が評価され、100%輸出を志向する輸出企業の進出を促してきました。この一方で、徐々に内需の将来性に目を向けた内需向け製品の製造と卸小売業、サービス業を始めとする第三次産業の進出も増えています。

日系企業の進出は、過去次の通り3回ブームがありました。

1) 1990年 第一次ブーム 大手商社、メーカー

1994年に米国による経済制裁が解除され、1995年には米国と国交正常化を果たし、ASEANにも加盟を果たしました。味の素、ホンダ、スズキ、久光製薬が進出しました。

2) 2000年 第二次ブーム 大手メーカーとの親和性があるサービス業

2000年代半ばから2008年のリーマンショック迄。この時期にブームが起こった要因は大きく2つあります。一つはベトナムが2006年にWTO（世界貿易機関）への加盟を果たしたことから国際的なルールに沿った事

業環境が整備されたこと。もう一つは、外部的な要因で、中国の影響がありました。反日感情が高まったことから中国拠点への依存度を低める意味合いと中国での賃金が上昇したことからです。

3) 2010年 第三次ブーム 中小規模のメーカー会社、サービス業

第3次ブームの特徴としては、中小規模の日系企業のベトナム進出が多く見られたことです。中小規模の日系企業のベトナム進出が増えた背景としてはいくつかの理由があります。日本国内での人手不足や売上縮小等の理由からベトナムへ進出をしたこと、すでにベトナム進出を果たしている日系企業を顧客と見据えたサービス業やコンサル業などの企業が増えたこと、海外進出のノウハウが乏しい中小規模の日系企業に対するサポート体制が整ったことなどです。

2017年以降ベトナム投資が再び活発化しております。

何故、今又ベトナムなのかベトナムの魅力を再検証してみたいと思います。

1) 安価な労賃、物価の安さ

一番の魅力は、優秀な労働力です。昨年2019年初で、新卒大卒 月給 US\$300-400。工場労働者層は、US\$150-200。

他国と比較すれば、タイ、インドネシア、マレーシアに比し最安値。安価ではありません、大企業に限らず、中小企業でも遣り甲斐と報酬に満足させることが出来れば、一流大学の工学系の上位成績者を採用可能です。かかる優秀な社員は、日本人の指導者のレベルにすぐに追いつき、知識もあるため自分で工夫して、東南アジアの人たちが苦手な、主体性を発揮して、自責且独自に改善も出来るようです。

<アジア主要都市のワーカー（一般工職）の月額賃金>（単位：USドル）

北京 563 / 広州 547 / 上海 465

バンコク 344 / マニラ 312 / クアラルンプール 311 / ジャカルタ 255 / ニュウデリー 239

ホーチミンシティ 193 / ハノイ 180 / ダナン 158

ビエンチャン 179 / プノンペン 162 / ヤンゴン 127

（出所）ジェトロ「アジア・オセアニア主要都市・地域の投資関連コスト比較（2016年）」

一方主要経費である工業団地賃借料、事務所賃料、業務用電気料金、業務用水道料金、コンテナ輸送費（対日、40FT コンテナ）をバンコク、北京、ジャカルタ、ニューデリー、クアラルンプール、マニラと比較すると、ハノイは安さでそれぞれ 1 位、5 位、1 位、3 位、5 位と人件費だけでなく物価面でも、優位性を保っています。（出所）ジェトロ「アジア・オセアニア主要都市・地域の投資関連コスト比較（2016年6月）」

2) 豊富な人口。

2019年の国勢調査では9,620万人。時間の問題で一億人を超えると見られます。東南アジア諸国の中で、第4位のタイ（6,500万人）を大きく上回り、第3位の人口を抱えています。

しかも日本と同じような少子高齢化の問題を抱えるタイとは異なり、現在の平均年齢は30歳前後で、生産年齢人口（16歳から64歳の人口）が増え、人口ボーナス期が2040年まで続くと見込まれることです。潜在労働力供給余力が担保されることです。これ即ち潜在購買力＝市場の伸びが期待できることを意味します。

2) 高い成長力、地理的優位性

生産拠点として安い労働力の魅力に加え、今後市場としての価値が増えると思われます。

北部は中国華南地域のサプライチェーンの一角に食い込まれ始めています。チャイナ+1の「+1」の地位を確保する一方、対米向け輸出拠点として安価な、優秀な労働力の活用を念頭に中国企業の生産シフトも起きています。

ベトナムは南北1700KMに及び南シナ海に面し、北部ハイフォン港、中部ダナン港、南部サイゴン港から、博多、神戸、名古屋、横浜各港へ5-9日とタイ、インドネシアに比し、輸送日数は短く、この意味でも優位性を持っています。

更に、南部メコン地域では、道路整備を基盤とした3の経済開発計画が進んでいます。（東西経済回廊、南部経済回廊、南北経済回廊）。このうち、東西経済回廊はダナン、南部経済回廊はホーチミンと、ベトナムの2都市が起点となっており、ベトナムからメコン地域への陸路での輸送環境も整備され始めています。

3) 日本人とベトナム人の親しみやすさ

ベトナムでは7割以上の人が無宗教であり、特定の宗教を強く信じている訳ではありません。宗教の関わり方も日本人とよく似ており、日本の家に神棚や仏壇があるように、ベトナムの家やオフィスにも祭壇があります。しかし、

クリスマスやハロウィンなど別の宗教のイベントごとに進んで受け入れる文化があります。宗教上の理由で日本人と衝突をすることはほとんどないことは、一緒に働くことを考えると大きなメリットといえます。

4) 経済、社会の安定さ。

政治・社会体制は、ベトナム共産党の一党独裁の中で大変安定しています。旧社会主義国の中では、集団指導体制が上手く機能し、非常にバランスの取れた、且つリベラルな政策運営を行っています。直近のCovid19も感染の広がりを最小限に抑え、死者は zero でした。

5) 進出形態の幅広さ

A)有限責任会社（1名出資型）

ベトナム進出形態では一番多く、親会社の法人格か、代表取締役が1名出資でいちばん簡便です。

B)有限責任会社（複数出資型）

業種によっては外資規制があります、これを避ける為に、ベトナム企業と合併を行う必要がある際、この形態を使います。勿論、外資規制がない業種でも外資と内資の2社以上の場合もこの形態です。

日本企業の進出の80%は A)B)です。この形態の場合法人登記も、設立後の経営管理も比較的容易です。

C)株式会社

この現地法人登記業務は非常に複雑で、手間と時間がかかります。合併先のローカル企業から、株式発行も可能故、求められることが有りありますが、1) 法人登記プロセス 2) 合併相手との契約条件、役割分担、3) 事業開始後の会社マネージ方法を詳細に詰める必要があります。その為、取締役会、監査役会、株主総会設置が必要になります。

これらの進出形態に加え、D) 駐在員事務所、支店（広報活動や情報収集などといった業務に限定される）に加え、E) Project ごとのプロジェクト企業（事業協力契約）（期間限定）の特定のプロジェクト遂行の為にだけに設立するもの。プロジェクト完了後法人解散を求められます。

かように、進出の選択肢は多いと言えます。

一方良いことばかりでなく、問題、課題は多々あります。しかし、着実に改善されつつあります。

1) 法整備と運用の問題

進出における課題となるのは、法・規制のあいまいさ、行政手続の煩雑さ、また政府の政策方針のあいまいさです。

2) 不十分なインフラ

もともと農業国家であり、インフラ投資に掛ける余力なく、道路・港湾（大型船が寄港できる大水深港）・治水、高速鉄道等のインフラ整備は、は未だ改善の余地あります。

3) 賄賂文化

様々な局面で少額な賄賂を求められることは当たり前で、現地では皮肉を込めて「非公式手数料」と言われるほどだそうです。大使館等では企業があまりにもひどく賄賂を求められた場合ベトナム政府に改善を依頼することもあるそうですが、改善はされるもまたすぐに元に戻ってしまうとのこと。日系企業でコンプライアンス上賄賂対策をしていないとすべての手続が停止してしまうケースもあるそうで、企業は困りながらもある程度の対応が必要と割り切っているようです。

日系の工場団地に入居すれば、これに煩わされることはなく、近隣企業と有益な情報交換が可能にもなります。さらに、中小企業にとっては、日本国内では知り合うことの難しい大企業と繋がりができたという声もありました。この関係で日本の親会社が、日本で新規口座開設、ビジネスが始まったと言う話はよく聞きます。工場団地内のインフラも充実しており、ここへの入居は意味があります。

この賄賂の弊害を、コストとして合算すると、ベトナムの人件費は安いですが、トータルな投資コストは、進出前に期待したより高いとの声もあります。工場団地に入居すれば、この弊害は避けられます。入居できない場合でも、暫し輸出拠点として、そして将来は、これに加え、国内市場の潜在力を楽しみ出来れば、長期のスパンでのベトナムへの投資に意味があると言えます。

なおベトナム政府は、2014年投資法に基づき、次の1) 優遇策を発表して2) 進出を促したい業種を特定しています。

1. 優遇策

1)法人税の優遇（通常 20% 乃至は個々の優遇税率適用）

2)固定資産の輸入税の減免除（日アセアン EPA、日ベトナム EPA、PPT の 3 自由貿易協

定に基づく関税率表を発表。原則 5 万円相当以下は無税。中古品に対しては、申告の Value に対して厳しい査定を行うことが多い。）

3)中小企業に対する土地賃貸料の減免（ベトナムの土地はすべて国有地で使用権が流通）

4)ベトナム ドン建て借入の下限金利の適用

5) 上述裾野産業への工業団地優先入居、レンタル工場の提供

2. 優遇業種

1. ハイテク活動、ハイテク補助工業製品、研究開発活動

2. 新素材、新エネルギー、クリーンエネルギー、再生エネルギーの生産、付加価値が 30%以上認められる製品、省エネルギー製品の生産

3. 電子製品、重機、農業機械、自動車、自動車部品の生産、造船

4. 繊維、皮革分野および各製品のための補助工業製品の生産

5. 情報技術、ソフトウェア、デジタルコンテンツ製品の生産

6. [1] 農産物、林産物、水産物の養殖、加工、[2] 森林の植栽および保護、[3] 製塩、[4] 海産物の採捕および漁業のための物流サービス、[5] 植物、動物の種、生物工学技術（バイオテクノロジー）製品の生産
7. 廃棄物の収集、処理、リサイクルまたは再利用
8. [1] インフラストラクチャー構造物の開発および運営、管理に関する投資、[2] 各都市における公共旅客運送手段の開発
9. 幼児教育、普通教育、職業教育
10. [1] 診察、治療、[2] 医薬品、医薬品の原料、主要薬、必需薬、社会病の予防、治療薬、ワクチン、医療用薬剤、薬草薬、漢方薬の生産、[3] 各種新薬を生産するための製剤技術、生物工学技術の科学研究
11. [1] 障害者または専門家のための訓練、体操、体育競技施設の投資、[2] 文化遺産の保護および活用
12. [1] 枯葉剤の患者治療センター、老人ホーム、メンタルケアセンター、[2] 高齢者、障害者、孤児、身寄りのない放浪児の養護センター
13. 人民信用基金、小規模金融機関
14. 中小企業支援法に従って行われる中小企業製品の流通網への事業投資、中小企業およびそのインキュベーターを支援する技術機関への事業投資、革新的な新興中小企業の共同作業スペースへの事業投資

私見ながら、優先分野は、外貨獲得可能、先端技術、並びに既存企業をサポートする裾野分野かと思われます。

これら政策を踏まえての日系進出企業の現況と今後の動向は次回のレポートで紹介したいと思います。

☆☆タイから便り☆☆

～東南アジア各国の Covid19 最新状況～

こんにちは。島根ビジネスサポートオフィスの神谷です。

日本でも緊急事態宣言が解除され、徐々に日常を取り戻しつつあるようですが、タイでも（まだ非常事態宣言下ではあるものの）禁止されていた飲食店内での食事や県境をまたいだ移動などの規制が緩和され、少しずつですが日常が戻ってきました。しかし、タイや東南アジア各国では、外国人の入国を厳しく規制しており、人の往来はまだできない状況が続いています。

今回は東南アジア各国の発生状況や渡航規制についてと、日本－タイ往来の通常化への見通しについてお伝えします。

東南アジア各国と日本の新型コロナウイルスの感染状況

国名		累計 (6/8 現在)	直近 1 週間 (6/2～6/8)	人口 (万人)	1 万人当たり
タイ	感染者	3,119	37	6,980	0.45
	死亡者	58	1		0.01
インドネシア	感染者	31,186	4713	27,352	1.14
	死亡者	1,851	238		0.07
ベトナム	感染者	329	1	9,734	0.03
	死亡者	0	0		0.00
ミャンマー	感染者	242	18	5,441	0.04
	死亡者	6	0		0.00
マレーシア	感染者	8,322	503	3,237	2.57
	死亡者	117	2		0.04
シンガポール	感染者	37,910	3026	585	64.80
	死亡者	25	2		0.04
フィリピン	感染者	21,895	3809	10,958	2.00
	死亡者	1,003	46		0.09
カンボジア	感染者	126	1	1,672	0.08
	死亡者	0	0		0.00
ラオス	感染者	19	0	728	0.03
	死亡者	0	0		0.00
日本	感染者	17,174	290	12,648	1.36
	死亡者	916	24		0.07

※人口は国連による推計、感染者数・死亡者数は世界保健機関より引用

東南アジア各国の入国制限・渡航制限状況

国名	渡航・入国に関する規制
タイ	外国人の入国は原則禁止。ただし、労働許可証を有する外国人、外交団、国際機関の職員、政府の代表等に限って、健康証明書（出発の72時間以内に発行されたもの）及び出発地のタイ大使館／総領事館が発行するレター（労働許可証を有する外国人の場合のみ）の提示があれば、入国は可能。 ※6月30日まで政府手配の在外タイ人帰国専用機を除いて、国際線旅客便の受け入れを停止中。
インドネシア	PCR検査の結果が陰性であることが記載された健康証明書を有する者は、入国時に空港での迅速抗体検査（Rapid Test）を行い、新型コロナウイルス感染症特有の症状がない場合でも、14日間の自主隔離が必要となる。健康証明書に該当の記載がない場合は、入国時にPCR検査を行い、結果が判明するまで指定されたホテルにおいて最大4日程度待機し、陰性の場合は14日間の自主隔離が必要となる。陽性が判明した場合は病院へ搬送される。
ベトナム	外国人の入国は原則禁止。但し、外交旅券、公用旅券所有者、特別な場合（重要な外交活動に参加する外国人、専門家、企業管理者、高技能労働者等）に対しては、必要性を検討し査証を発給する。その場合でもCOVID-19陰性証明書が必要。
ミャンマー	6月15日まで商用旅客航空便の着陸を禁止。陸路による外国人の入国を無期限に禁止。
マレーシア	外国人の入国は原則禁止。永住者、外交官、マレーシアにおいて必要不可欠なサービスに従事する駐在者パス保有者、マレーシア・マイ・セカンド・ホーム（MM2H）パス保有者に限り入国を許可されるが、入国後、指定の施設で14日間の隔離が必要。「到着後の強制隔離の宿泊費用の支払いに関する約定書」の事前提出が必要。
シンガポール	長期滞在ビザ保有者以外の入国、トランジットは禁止。長期滞在ビザ保有者も再入国前に当局による承認が必要（事前承認がなくシンガポールに到着した場合、ビザの永久博大使分の対象になる）。労働ビザ及び帯同者ビザ（EP、S Pass、DP等）保有者については現在一部を除きシンガポールへの入国・再入国は許可されない。
フィリピン	日本を含む査証免除対象国からの入国を停止。全ての在外公館における新規査証発給を停止。発給済みの査証は3月19日の時点でフィリピン国内に滞在している者と駐在外交官を除き、無効（ただし、フィリピン人の外国人配偶者・子弟及び船舶・航空機の乗務員を除く）。
カンボジア	全ての外国人渡航者に対し観光ビザ、e-visa、アライバルビザ（到着時に申請・取得が可能などビザ）の発行を停止。カンボジアへの渡航を希望する者は、海外のカンボジア大使館・総領事館等で事前のビザの取得が必要。渡航の72時間前以内に居住国の保健当局から発行された新型コロナウイルス陰性を証明する健康診断書及び保険額が5万米ドル以上の保険証書の提示しなければならない。到着時に検査を受けるとともに、検査の結果が出るまで指定の場所で待機すること。検査の結果、同一フライト等の乗客に陽性者が確認された場合、その便の乗客全員はカンボジア当局指定の施設で14日間の隔離対象となる（指定施設の宿泊費は自己負担）。同一フライト等の乗客全員の陰性が確認された場合でも、地元当局および保険当局等の観察下において、14日間の自主隔離が求められるとともに、隔離13日目に再度検査を受けなければならない。
ラオス	各種重要事業に従事し、入国する必要がある外交官、専門家、技術者及び労働者を除き、日本を含む新型コロナウイルス流行国から渡航する一般外国人への査証発給停止。入国者は渡航前にラオス外務省から入国許可を得た上で、在外のラオス大使館等で査証を取得し、到着時に所定の健康申告書及び出発72時間以内に医療機関により発行された新型コロナウイルス陰性証明書を提出することが必要。入国後に政府が指定した場所において検査及び14日間の隔離が要請される。

※出典：[外務省海外安全ホームページ](#)、各国日本大使館 Web サイト、各国在日大使館 Web サイト

WHOの発表によると、東南アジアでは感染拡大が続いている国と収束に向かっている国に分かれますが、

最初の表にもあるとおり、タイの新規感染者は直近1週間で37人、1日平均にすると5.28人と少なくなっています。しかも、これらの新規感染者は全て海外からの帰国者で、国内の新規感染者は15日連続で0人が続いています。このため、タイ政府は非常事態宣言下での規制を徐々に緩和しつつありますが、海外からの渡航者による感染拡大第2波の発生を警戒し、外国人の入国には厳しい条件を課したままの状態が続いています。

先日、日本政府がタイを含む4カ国からの入国規制緩和に向けた協議を進めているという報道がありました。タイ側は慎重な姿勢を崩していません。経済政策を担当するソムキット副首相は、「政府は外国人の入国規制の緩和について、今年の第3四半期（7月～9月）か第4四半期（10月～12月）で検討を進めている。国内経済が低迷している中、観光を促進することが経済のV字回復に必要なだが、同時に感染再拡大を防止することも最優先に考えなければならないので、外国人の入国制限緩和には慎重でなければならない。」と語り、新型コロナウイルスの感染拡大が収束している国から優先的に規制を緩和していく見通しを示しました。またタイ観光庁は、海外からの観光客が検疫・隔離などの条件無しでタイ入国ができるようになる時期を「想定している最善のシナリオで10月」としており、タイと日本の間では入国規制緩和に向けてまだ温度差があるかもしれません。それでも出口の見えなかった3月ころよりも最善のシナリオが示されただけでも期待が持てます。ビジネス客については1日当たりの入国数を制限しながら、7月以降緩和に向かっていくという情報も耳にすることが増えてきました。

とはいえ入国時の必要書類や条件などまだまだ不自由なことは多いと予想されますが、次のチャレンジに向けて県内の皆様のお越しをお待ちしております。

※別紙に、年内に開催予定のタイ・インドネシア・ベトナムの展示会情報をまとめました。

サポートオフィスでは、現地で開催される展示会へのアテンドも行っております。

関心のある展示会がございましたら、お気軽にご連絡ください。

担当 ; 神谷 靖子 Yasuko Kamiya

Address :1 Glas Haus Building, 12 FL., Room 1202/D,Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd.,Klongtoey-Nua,Wattana,Bangkok 10110

Tel :+66-(0)-2-261-1058

Mobile :+66-(0)-89-200-7763

Mail : shimane-bizsup@aapth.com

▶ タイ経済指標

項目	単位	2017	2018	2019	2020
GDP 成長率	前年比ベ(%)	4.1	4.2	2.4	-1.8(1~3月)
人口*	千人	67,697	67,869	68,021	68,054(3月)
労働者の数*	千人	37,716	38,353	38,207	38,213(3月)
失業率**	%	1.18	1.06	0.99	1.06(3月)
最低賃金*	バンコク	310	325	325	331
	チョンブリー	308	330	330	336
	アユタヤー	308	320	320	325
	ラヨーン	308	330	330	335
賃金:全国製造業の平均	バーツ	12,473	12,831	13,131	13,368(3月)
インフレ率**	前年比ベ(%)	0.67	1.06	0.71	-0.44(4月)
中央銀行政策金利*	%	1.50	1.75	1.25	0.50(5月)
普通貯金率**	%	0.47	0.47	0.47	0.39(5月)
ローン金利(MLR)**	%	6.35	6.32	6.29	5.85(5月)
SET 指数*	1975年:100	1,753.71	1,563.8	1,579.84	1342.85(5月)
バーツ/100円**	バーツ	30.27	29.26	28.48	29.27(5月)
バーツ/米ドル**	バーツ	33.9	32.31	31.05	31.71(5月)
円/米ドル**	円	112.2	110.4	109	108.4(5月)
車販売台数(1月からの累計)	台数	869,763	1,041,311	1,019,602	236,254(4月)
BOI 認可プロジェクト	件数	1,227	1,469	1,500	396(1~3月)
BOI 認可プロジェクト金額	10億バーツ	625.08	549.48	447.36	89.38(1~3月)

*期末、**平均